

寺泊旧北国街道周辺地区街なみ環境整備事業 整備基本計画策定業務
簡易評価型プロポーザル参加説明書

1 業務概要

(1) 業務目的

寺泊旧北国街道周辺地区は、長岡市の北西部に位置し、江戸時代には北前船の寄港地として、また、北国街道の宿場町として栄えた地です。現在も旧北国街道と「ロマンス街道」と名付けられた高台の小路の周辺は、妻入りの家並みが残り地域の歴史を背景に形成された特有の景観を有しています。その一方で、景観への配慮がない道路や、設備の老朽化等により地域の歴史を感じる景観が失われつつあるため、本地区特有の景観資源を活用した施設整備により、港町の歴史あるまちなみの保全と、ゆとりとうるおいのある住環境の形成を図るための取組が必要となってきています。

本業務は、汐見台と魚の市場通りを結ぶ旧北国街道、ロマンス街道と、旧寺泊町役場跡地、聚感園等の地域資源を活用した街なみ環境整備事業の実施に向け、整備基本計画を策定することを目的とします。

なお、整備工事に係る実施設計は、平成 31 年度以降に行うことを予定しています。

(2) 対象地域

長岡市寺泊大町ほか 地内

(3) 業務内容

以下に記載する項目を業務内容案とし、具体的な業務実施手法や調査時期等については、プロポーザルにより特定された業者の提案をもとに長岡市と協議のうえ決定するものとします。

ア 現況調査

寺泊旧北国街道周辺地区における現況を整理するとともに、上位・関連計画における地に関連する事項、位置付け等を整理する。(検討対象範囲は、寺泊旧北国街道周辺地区現況位置図を参照してください。)

イ 住民意向の把握

地区住民等を対象としたワークショップ等を開催し、住民や事業者等の幅広い意見・要望等を把握する。

ウ 景観特性と課題の整理

現況整理や住民意向等の把握、長岡市役所関連部署とのヒアリング等から、地区の特性と課題を整理する。

エ まちづくり協議会の活動支援

平成 30 年度中に地域住民で組織される予定の「寺泊地区まちづくり協議会（仮称）」が主体となって行う視察、講演、勉強会、イベント等の支援を行う。

オ 整備基本計画の策定

- ・事業地区の設定
- ・地区施設等の整備方針の作成（整備対象施設の選定、整備イメージの作成等）
※社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく「街なみ環境整備方針」の策定を含む
- ・地区施設等の平面図（1/2500 程度）、標準断面図（1/50 程度）の作成
- ・概略設計の作成
- ・事業実施計画（スケジュール）の策定

- ・概算事業費の算出
- ・その他当該区域の整備に関して必要な事項

キ 費用対効果の算出

「街なみ環境整備事業の費用対効果分析マニュアル（国土交通省住宅局市街地住宅整備室）」に基づき、本事業の費用対効果を算出する。

(4) 履行期間

契約締結日～平成31年3月31日を予定。ただし、契約期間中に成果の一部に提出を求めることがあります。

(5) 成果品

報告書（A4版：簡易製本）3部、電子データ（CD-R）1部

2 受託業者の選考

簡易評価型プロポーザル方式により受託業者を選考します。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者とします。

- (1) 建設コンサルタント登録（「都市計画及び地方計画部門」かつ「道路部門」）をしている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

本プロポーザルは、寺泊旧北国街道周辺地区街なみ環境整備事業 整備基本計画策定業務における具体的な取組手法や取組の創意工夫について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めものではありません。

(2) 提案書の作成方法

下記事項について、資料を作成してください。

ア 業務実施体制（様式-2）

本業務の実施体制を記載してください。

また、当該業務の一部を再委託する場合は、その内容と予定される再委託先を記載してく

ださい。ただし、業務の主たる部分を再委託することはできません。

イ 業務管理技術者の経歴(様式-3)

本業務の業務管理技術者について、氏名及び所属・役職、経歴、街なみ環境整備事業に関する業務実績(3件まで)、新潟県内での業務実績等を記載してください。

ウ 業務管理技術者の過去5年間の街なみ環境整備事業に関する業務実績について(様式-4)

予定される業務管理技術者が過去5年間に従事した街なみ環境整備事業に関する業務の実績から1件について、記載してください。なお、当該実績が無い場合は、「なし」としてください。

エ 提案事項(様式なし)

(3)に規定する書式により、以下の項目についての提案を記載してください。

- ・歴史、文化、自然などの地域資源を街なみ環境整備にどのように活かすか
- ・これまでの御社の同種・類似の業務実績から本業務に活かせる事項について
- ・地域住民やまちづくり協議会の意見集約の手法について
- ・その他(本業務において特に配慮すべき事項、工夫できる事項等)

オ 本業務の見積書(様式なし)

(3)提案書の書式

- ・提案書の用紙サイズはすべてA4判とする。
- ・表紙、様式2-4及び見積書を1式として縦版左上1箇所ホチキス止めとし、1部提出してください。表紙の様式は任意とし、記載事項は業務名、会社名とします。
- ・(2)エの提案事項について、10ページを上限(1ページ目を提案全体が把握できる概要版としてください。)とし、片面印刷、縦版左上1箇所ホチキス留めとし、8部提出してください。図面、写真等を適宜使用してください。資料はカラーでもモノクロでも構いません。なお、この提出資料への会社名記載や、会社名を推測できるような表記をすることを禁止します。

(4)業務量の目安

本業務の規模は、670万円(税込み)以内を予定しています。

(5)既存資料の閲覧及び提供

提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができるほか、希望に応じて提供(送付)します。

閲覧及び提供を希望する場合は、長岡市都市整備部都市計画課へご連絡ください。

ア 資料名

- ・寺泊旧北国街道周辺地区 現況位置図
- ・地形図(1/2500)
- ・長岡市景観アクションプラン
- ・パンフレット「寺泊の史跡」
- ・パンフレット「越後長岡地域の宝MAP」
- ・パンフレット「行ってみたくなるロマンス街道」
- ・パンフレット「行ってみたくなる夕陽」
- ・パンフレット「行ってみたくなる浜辺」
- ・パンフレット「行ってみたくなる丸ポスト街道」

- ・パンフレット「寺泊 素敵な旅にしたいから・・・」
- ・パンフレット「白山媛神社奉納船絵馬」
- ・参考資料 日本遺産指定関係資料

イ 閲覧場所 長岡市都市整備部都市計画課

ウ 閲覧期間 提案書提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

5 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 参加意思表明書（様式-1）

ア 提出方法

持参又は郵送、ファクス、電子メールのいずれかで提出してください。提出期限までに必着とし、持参以外の場合は、必ず着信確認をしてください。

イ 提出先

長岡市都市整備部都市計画課

住 所 〒940-0062 長岡市大手通 2 丁目 6 番地 フェニックス大手イースト 8 階

電 話 0258-39-2225（直通）

F A X 0258-39-2227

e-mail toshikei@city.nagaoka.lg.jp

ウ 提出期限

平成 30 年 7 月 31 日（火曜日）午後 5 時 00 分

(2) 提案書

ア 提出方法

持参又は郵送で提出してください。提出期限までに必着とし、持参以外の場合は、必ず着信確認をしてください。

イ 提出先

(1)と同じ

ウ 提出期限

平成 30 年 8 月 20 日（月曜日）午後 5 時 00 分

6 ヒアリング

(1) 期日

平成 30 年 8 月 22 日（水曜日）

(2) 会場

長岡市役所大手通庁舎 7 階 コラボレーションルーム

（長岡市大手通 2 丁目 6 番地 フェニックス大手イースト内）

(3) 実施要領

ヒアリングの参加者は 3 名までとし、説明者は配置予定の業務管理技術者としてください。

ヒアリングの時間等はプロポーザル参加意思表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知します。ヒアリングの順は提案書の提出の順とします。

7 本説明書の内容についての質問受付、回答

- (1) 質問は、文書（様式自由、ただし用紙サイズは A4 判）により行うものとし、ファクス、電子メールのいずれかで行ってください。なお、文書には、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話・ファクス番号、メールアドレスを記載してください。

ア 提出先：5(1)イと同じ

イ 質問受付期間：参加表明書を提出した日から、平成 30 年 8 月 7 日(火曜日)午後 5 時 00 分まで

- (2) 質問に対する回答は、平成 30 年 8 月 10 日（金曜日）午後 5 時 00 分までに、参加意思表明書を提出した全社にファクスにより行います。

8 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の内容とヒアリング結果を総合的に評価し、提案書を特定します。この場合において、見積もり金額が 4(4)に記載する金額を超えている場合はその他の評価に関わらず特定できません。

9 選考結果の通知

- (1) 特定、非特定の通知は参加全社に通知します。
- (2) 特定されなかった事業者に対しては、非特定理由を付して通知します。
- (3) 非特定通知を受けた事業者は、通知を受けた日から起算して 5 日以内（休日を含めない）にその理由の説明を書面で求めることができます。
- (4) 上記(3)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日を含めない）に書面により行います。
- (5) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

ア 受付場所：5(1)イと同じ

イ 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

10 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提案書に虚偽を記載した場合、著作物の不正使用等不法行為が発覚した場合、その提案書は特定しません。また、特定後に発覚した場合はその決定を取り消すものとします。この場合において、選考結果が次点の事業者の提案を特定するものとします。
- (3) 提出された提案書は返却しません。
- (4) 特定された提案書に記載した内容についての著作権は、当市に帰属するものとします。
- (5) 参加表明書及び提案書に記載した業務管理者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、離職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務実施能力があるとの了解を発注者側から得なければなりません。
- (6) 次年度以降の契約締結については、本業務の精査を踏まえるとともに、次年度以降の予算において決定する。